

平成26年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成26年5月28日（水）

中央合同庁舎4号館共用220会議室

○ 内閣府犯罪被害者対策推進室 及川参事官

内閣府犯罪被害者等施策推進室、参事官の及川でございます。

本日は、私のほうが途中で別件の対応がございまして、出たり入ったりしておりまして、大変申しわけございません。

私は、本年の4月1日付でこちらのほうに着任したところでございます。これから皆さんにいろいろお世話になるとともに、いろいろとお願いを申し上げるということもあるかと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、私からの報告事項につきましては、大きく3点でございます。資料につきまして、内閣府報告資料というものをござらんいただければと思っております。

まず1点目でございますけれども、「総合的対応窓口等の設置状況について」ということでございます。こちらにつきましては、1枚おめくりいただきまして、資料1をござらんいただければと思っております。

皆様御承知かと思っておりますけれども、内閣府のほうでは、主管課室長会議等の場を通じまして、地方公共団体における施策主管課と総合的対応窓口等の設置100%の達成をお願いしてきているところであります。そして、毎年、皆様方にも御協力をいただきまして、調査をさせていただいております。

先日、26年4月1日付のデータが集まりましたので、内閣府のほうで集計をいたしました。そちらが資料1でございます。また、御担当者様におかれましては、調査に御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

資料1の一番上、施策主管課の確定状況ということでございますが、都道府県・政令指定都市レベルでは、もう既に100%を達成しているということでございます。市区町村レベルということで申し上げますと、平成25年度におきましては95.4%でありましたところ、本年4月1日現在では2.8ポイントの上昇が見られ、98.2%となったところでございます。100%まであと少しというふうな状況になってまいりました。

それから、2番目の表ですけれども、こちらは総合的対応窓口の設置状況ということでございます。

こちらでも都道府県・政令指定都市レベルにおいては既に100%でございます。市区町村レベルにおきましては、平成25年度69.0%から11.7ポイント上昇が見られまして、80.7%となったところでございます。こちらのほうも皆さんの御努力もありまして、着実に伸びているというところでありますので、引き続き100%を目標ということをお願いしたいと思っ

ております。

なお、これらにつきましては、各都道府県ごとのデータも出させていただいております。資料1枚目以降にそのデータについてもつづつてあるところがございます。この場で一々触れることはいたしませんけれども、なかなか数字が上がらないという所もあれば、25年度から26年度にかけて、かなり数字を伸ばしていただいている所もあるということがございます。

本日も市町村の総合的対応窓口の設置状況ということで御報告があったと思います。また、この後の意見交換におきましては、総合的対応窓口についての意見交換を行うグループもあるということですので、その場でも率直な意見交換をしていただいで、まだこれからのびしろがあるというところについては、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

なぜ各市町村レベルにおいても100%が必要なのかという点につきましては、本日のハートバンド様からのお話などを聞いていただければ、皆さんも御理解いただいていると思いますので、あえて私のほうから繰り返すということはここではいたしませんけれども、その趣旨を踏まえて、皆様にもぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、きのう、NHKの夕方のニュースでも、地方公共団体における被害者支援についてのニュースなどが出ていたようでございますので、そちらについても情報提供ということをごささせていただきます。

そのほか、資料1には、条例や計画や指針の策定状況、見舞金や貸付金の策定、公営住宅などへの入居に際しての配慮があるかどうか、それから、ハンドブックの有無などについても記載しているところす。もちろん、見舞金や貸付金の制度につきましては、お金の問題でございますので、なかなか難しいところはあるかと思ひますけれども、御検討をいただければというふうに思っております。また、公営住宅の入居やハンドブックについても同様でございます。その趣旨を御理解いただきまして、積極的な対応をしていただければなというふうに考えているところでございます。

それから、資料の1枚目に戻りまして、説明事項の2点目でございます。「犯罪被害者週間・支援体制整備事業について」ということでございます。

こちらも御承知かと思ひますけれども、内閣府のほうでは都道府県・政令指定都市を対象として、犯罪被害者週間事業や支援体制整備事業などを一緒にやらせていただいているというところでございます。本年も幾つかの都道府県・政令指定都市において、被害者週間事業や支援体制整備事業が行われます。中には社会福祉の専門学校生などを対象とした出前講座を実施されるところがあるやに聞いております。犯罪被害者等の施策において、社会福祉の分野というのは非常に重要でございますので、このような講義、とても有意義なのではないかと思ひています。

そして、これらの事業につきましては、来年度も実施するというふうに考えております。これまでもこの事業について手を挙げていただきながら、諸般の事情により実際の実施に

は至らなかったという場合もございますし、もちろん各地方公共団体独自の取り組みとしてこのような事業をやっている場合もあると承知しております。ただ、内閣府としてもぜひ積極的にやっていきたいと思っておりますので、ぜひ手を挙げていただければなと思っております。

恐らく手を挙げていただけない事情としましては、マンパワーの問題でありますとか、あるいは内閣府と一緒にということだとなかなかやりにくいのではないかという懸念をお持ちではないかというふうにも思います。内閣府といたしましても、皆さんの率直な御意見を踏まえて、やっていきたいと思っております。また、一から企画を考えるのは大変という場合もあるかと思っておりますので、内閣府としてもいろいろ御相談をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひ積極的に御検討いただければと思います。

それから、3点目でございます。平成25年度における主な犯罪被害者等施策の推進状況ということで記載してございます。こちらにつきまして御説明をいたします。

まず、(1)に「損害回復、経済的支援の取組」ということございまして、犯罪被害者等施策推進会議の下に置かれております「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」というものが本年1月30日に取りまとめを行ったところでございます。その取りまとめが資料2ということになります。

取りまとめを全部つけておりますので分量が多いのですが、報告資料全体の後ろから2枚目、第4の「提言」という所にその中身がまとめてございます。内容を一応簡単に御説明いたします。

まず、犯罪被害者給付制度についてでございますけれども、こちら、皆様御案内のとおり、現在、親族間犯罪については原則不支給でありまして、一定の場合に例外的に支給される場合があるというふうになっております。この犯給制度について、例外を拡大する、支給できる場合を拡大するべきであるという提言があったところでございます。

それから、海外での犯罪被害者に対する経済的支援に関するものとしたしまして、こちらについても、犯給制度の枠組みではないとしても、何らかの経済的支援をスタートさせるべきであるという提言がなされたところでございます。

それから、提言の2ですけれども、「現行制度の運用等に関する提言」ということございまして、犯給制度についてまだまだ周知徹底がなされていないのではないかという指摘が検討会でございました。それを踏まえて、周知を徹底するべきという提言もなされたところでございますので、その趣旨を皆様においても踏まえていただければというふうに思います。

それから、提言(2)の「その他のもの」という所でございますが、こちらのほうで保険制度に関しての提言がございました。犯罪被害者である被保険者が保険診療を求めた場合ですけれども、現行制度上は、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が行われることとなっているところでございます。しかし、このことについて、保険者及び医療機関への周知が徹底されていないのではないかという御指摘があっ

たところでございます。実際に、そのように病院に言ったんだけど、全額支払いを求められたという例も報告されていたところでございます。検討会では、この点について、改めて周知徹底されるべきであるというふうなお話もありましたので、皆様にも一応この場をかりてお伝えしたいと思っております。

なお、この点に関する関係資料といたしまして、本年、平成26年3月31日付で、厚生労働省のほうから健康保険協会や日本医師会などに対して「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて」という文書が発出されております。こちらにつきましても本日の配付資料の中に参考ということで入れておきましたので、改めて御確認をいただければと思います。

そして、この検討会の取りまとめにつきましては、本年3月26日に犯罪被害者等施策推進会議のほうに報告されており、与党と連携しつつ具体化に向けた取り組みを進めるという決定がなされているところであります。

そのほか、またレジュメのほうに戻っていただきますけれども、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」といたしまして、①②とあります。

判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の拡充の検討及び施策の実施ということでございまして、こちらにつきましては、法務省さんのほうで検討した結果ということでございますが、平成26年4月1日、本年度からということですが、受刑中の加害者の刑事施設における処遇状況について、新たに被害者に通知できる事項が追加されたということでございます。具体的には、懲罰の状況ですとか報償の状況、そういうものが新たに通知できることになったということでございました。

それから、②のほうですけれども、こちら、平成25年6月に配偶者暴力防止法が改正されたということで、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても適用対象となったということであり、こちらについては既に改正法が施行されているということでございます。

そのほか、(3)で「刑事手続への関与拡充への取組」ということで、被害者参加人へ旅費等が支給されるようになったということ。それから被害者参加人のために国選弁護の制度を利用する場合の資力要件が緩和されたということがございました。

これらの施策等につきましては、犯罪被害者白書において詳細を掲載する予定にしております。犯罪被害者白書の公表自体はもう少し先になると思っておりますけれども、詳しくはそちらのほうをごらんいただければと思います。

以上、駆け足でしたけれども、私からの説明は以上になります。